

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和8年6月10日（水）
午前9時58分～午前11時43分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 板橋美保 副委員長 佐藤繁樹
委員 阿部正義 委員 鈴木英信
委員 長南良彦 委員 小野寺美穂
委員 熊谷克彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため なし
出席をした者の職氏名
- 6 事務局職員 次長兼議会総務係長 川上 真理子
主 査 石田 ゆい
- 7 付議事件
 - (1) 議会案第1号 非核三原則を守り、実行を求める意見書
 - (2) 議会案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める
意見書
 - (3) 閉会中の継続調査について
 - ①区長制度の見直しについて

午前9時58分 開会

○委員長（板橋美保） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、初めに付議事件の（１）議会案第１号 非核三原則を守り、実行を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前9時59分 休憩

○議会案第１号 非核三原則を守り、実行を求める意見書

＊休憩中の要旨

各委員から議会案第１号に対する意見の聴取を行った。

- ・賛同できるものとする。被爆国として、核は持たない、作らない、持ち込まないというのは、基本としてあるべき。
- ・日本の周辺には、核武装をして戦略的な兵器を持っている国が多い。核武装論には反対するが、安全保障上の理由から、非核三原則の厳格な堅持には慎重な対応をするべき。
- ・非核三原則を守るという従来の方式では、日本国民の生命と財産を守れるのか疑問であり、周辺国の状況を考慮すると、持ち込ませず、は削除する方向性へと進むべき。
- ・賛同できるものとする。日本は唯一の被爆国であり、多くの命が一瞬にして奪われたことを二度と繰り返さないということを発信し続けるべき。核兵器を持ち込むことで国民の命が守られるということには合理的な説明はつかず、核兵器廃絶から世界が遠ざかっていくものとする。国に対

し、核兵器廃絶の道へ進むべきだと主張すべきであり、そのためには非核三原則を求めていく立場を貫くべき。

- ・日本を取り巻く安全保障環境は年々厳しさを増しており、非核三原則の見直しをしながら日本の安全を守っていくべき。
- ・賛同できるものとする。唯一の戦争被爆国である日本が核を廃絶していくリーダーシップをとるべき。
- ・阿部正義委員より修正案を提出する旨の申出あり。

午前10時20分 再開

○委員長（板橋美保） 再開をいたします。

ただいま本案、議会案第1号に対し、阿部正義委員から修正案が提出されました。修正案はお手元に配付のとおりです。

これより、提出者阿部正義委員より、修正案の趣旨説明を求めます。

阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 1つ目は、2段落目の1～2行目に「「持ち込ませず」を削除しようという姿勢を見せ、検討に入ったと報道されています。」という原文があります。この部分が報道止まりになっていますが、実際に、令和8年6月8日の有識者会議で「持ち込ませず」の見直しをめぐる発言がなされており、公式な政策検討のプロセスとして進行している状況です。そのような現状を踏まえ、修正案のとおり表現に修正しています。

2つ目は、記の第1項目ですが、本文で「持ち込ませず」の削除が問題核心として明記されているにもかかわらず、その点を直接求めているため、三原則を完全に堅持する旨の表現に修正しています。

3つ目は、日本は唯一の戦争被爆国であり、世界に向けてどういう立場で発信をしていかなければならないのか、という部分が非常に大切だと思います。また、唯一の戦争被爆国であるにもかかわらず核を持つ流れになってしまうと、核を保有していない他の国もおのずとそういう流れになっていく可能性もあります。よって、日本は核廃絶に向けた指導的役割を果たすべきとする旨の表現を記の第2項目として追記し、修正案のとおりとすることを提案します。

○委員長（板橋美保） これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 24 分 休憩

＊休憩中の要旨

各委員から議会案第 1 号の修正案に対する意見の聴取を行った。

- ・ 修正案はより分かりやすくなっており、賛同できるものとする。
 - ・ 日本は今、外交的に非常に微妙な状況であり、非核三原則の厳格な堅持には慎重な対応をするべき。
 - ・ 対外的に隙を作らないためにも、日本の取り巻く環境を考慮すると、持ち込ませず、は削除する方向性へと進むべき。
 - ・ 持ち込ませずが削除されれば、やがて、持たず、作らずも瓦解していくのではないかという懸念がある。修正案は非核三原則を堅持する旨より一層明確に書いているため、賛同できるものとする。
 - ・ 非核三原則が表明されてから一定の時間が経過し、ある程度周辺各国の環境も変わってきているため、それに対応して見直しをしながら、市民、そして国民の安全を守っていくべき。
-

午前 10 時 47 分 再開

○委員長（板橋美保） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案、議会案第 1 号及びこれに対する修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、本案、議会案第 1 号及び修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第 1 号 非核三原則を守り、実行を求める意見書を採決いたします。

まず、本案に対し、阿部正義委員から提出された修正案に賛成の委員の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本案に対し阿部正義委員から提出された修正案に対する可否を採決いたします。

議会案第1号 非核三原則を守り、実行を求める意見書に対する修正案については、委員長は可決すべきものと採決いたします。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、付議事件の（2）議会案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

○議会案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

＊休憩中の要旨

各委員から議会案第2号に対する意見の聴取を行った。

- ・賛同できるものとする。夫婦別姓が認められていないのは世界的にも日本だけとも言われており、選択的夫婦別姓制度は必要であるとする。
- ・賛同できるものとする。特に女性側に人権侵害の問題が起こる可能性があり、そこをクリアするためにも法制化を求めていくべき。
- ・一定の不便を感じている方もいることは理解できるが、旧姓併記や通称使用などの現行制度の運用改善によって対応できると考えられる。また、民法改正により社会が受ける影響など、非常に混乱することもあると考えられるので、課題は大きいと思う。民法改正を行って制度改革をすることに対しては慎重にするべき。
- ・親は自由に姓を選んでも、子供は強制的に片方の親とは別姓になってしまう。家族として社会生活を営む上で、外形的にも姓を統一するべき。
- ・賛同できるものとする。選択的夫婦別姓制度を望む人たちの権利を認め、個人の自由を阻害しないようにすべき。

- ・日本の家族制度全体に影響を与えるのではないかと思う。家族観や価値観に深く関わる問題であり、法制化を急ぐことには賛同しかねる。通称使用等の新しい仕組みを市民の生活に機能させて、不都合があれば直していくというやり方を取るべき。
 - ・阿部正義委員より修正案を提出する旨の申出あり。
-

午前11時10分 再開

○委員長（板橋美保） 再開をいたします。

ただいま本案、議会案第2号に対し、阿部正義委員から修正案が提出されました。修正案はお手元に配付のとおりです。

これより、提出者阿部正義委員より、修正案の趣旨説明を求めます。

阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 1段落目は、憲法や条約に「違反する」「反する」という表現の後ろに「と解される」「との指摘がある」と加筆修正しています。のちの2段落目にも関連しますが「最高裁判所で2回にわたり国会の議論を促して」きており、合憲だが国会で議論するようにという趣旨の最高裁判所の判決があることから、原文における断定的な表現を修正するものになります。

2段落目は、今申し上げた「最高裁判所で2回にわたり国会の議論を促して」の部分について、合憲と判断しつつも、立法による解決を求める補足意見・反対意見が付されてきた旨追記修正しています。

3段落目は、論拠の文言整理をしています。旧姓の通称使用化では夫婦同姓制度による人権侵害は解消されないことについてまず述べた上で、通称使用の法制化は同一人物に法的な戸籍上の氏名と通称名が併存する状態を生み出す旨記載し、その後のマネー・ローンダリング等の犯罪の話へつなげるよう修正しています。また、3段落目の最後に、選択的夫婦別姓制度は法的氏名を一つ保持するようになるため、犯罪等の混乱は生じない旨追記しています。

最後に、提出先として、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を追記しています。これは、他の自治体で選択的夫婦別姓制度の意見書等を提出する際に、この大臣宛てに提出していることが多いため、追記しています。

○委員長（板橋美保） これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

＊休憩中の要旨

各委員から議会案第2号の修正案に対する意見の聴取を行った。

- ・修正案について、賛同できるものとする。
 - ・不便を感じている方もいることは十分理解できるが、現行制度の運用改善によって様々なことを行っている経過もある。性急に民法改正を行って制度改革をする必要はないと考える。
 - ・子供の立場から考えて、片方の親と別姓になってしまうことは望んでいることなのか。外形的にも姓を統一するべき。
 - ・修正案について、賛同できるものとする。姓を選びたいという人たちに選ぶ権利を認め、個人の自由を阻害しないようにすべき。
 - ・民法改正によって、日本の暮らしの中に様々な影響が出てくると思う。日本にとって大きな動き、改正になるため、慎重になるべき。
-

午前11時39分 再開

○委員長（板橋美保） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案、議会案第2号及びこれに対する修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、本案、議会案第2号及び修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を採決いたします。

まず、本案に対し、阿部正義委員から提出された修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、本案に対し阿部正義委員から提出された修正案に対する可否を採決いたします。

議会案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に対する修正案については、委員長は可決すべきものと採決いたします。よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議会案第1号及び議会案第2号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、付議事件の（3）閉会中の継続調査についてを議題といたします。

初めに、このことについて書記より説明いたさせます。

○書記（石田ゆい） 〔次第に基づき説明をなした〕

○委員長（板橋美保） ただいま、書記をして説明いたさせましたが、確認したい事項がございましたら、お伺いをいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

＊休憩中の要旨

・①区長制度の見直しは閉会中の継続調査とすることとした。なお、議長への継続調査申出書の提出は、委員長に一任することとした。

午前11時43分 再 開

○委員長（板橋美保） 再開いたします。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査については、休憩中の協議のとおりとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回委員会は、6月17日水曜日、午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集いただきますようお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時43分 散会

令和8年6月10日

総務消防常任委員会

委員長 板橋 美保